

令和8年 第6回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年6月5日（金） 午後2時00分～午後2時42分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員（28名）

2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸
8番 加賀重彦	9番 牧野友彦	10番 加藤 忍
11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘	13番 高木 栄
14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保	
21番 菱田一義	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員（5名）

1番 伊藤憲生	19番 伊藤正覚	20番 岡田郁夫	22番 伊藤宗人
25番 服部清和			

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (3) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (4) 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第23号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- (7) 議案第24号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

6 出席した事務局職員

事務局長 中野、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 神田課長補佐、林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

8 番 加賀重彦 9 番 牧野友彦

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

本日の出欠状況について、報告します。

1 番 伊藤憲生委員、19番 伊藤正覚委員、20番 岡田郁夫委員、22番 伊藤宗人委員、25番 服部清和委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は33名中28名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第6回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、8 番 加賀委員、9 番 牧野委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1 ページをご覧ください。

報告第7号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和8年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2 ページのとおり、13件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

以上で報告第7号を終わります。続きまして、日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年6月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号68番 海津町秋江字江東●●●●番、畑、137㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号69番 海津町駒ヶ江字火打池●●●●番 外1筆、畑、862㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、愛知県稲沢市、●●●●。申請事由：新規就農。

受付番号70番 海津町高須町字武士小路●●●●番 外1筆、畑、296㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号71番 南濃町羽沢字山条●●●●番、田、1,583㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号72番 南濃町羽沢字天神西●●●●番、畑、100㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号73番 南濃町吉田字中島●●●●番、畑、89㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号68番及び69番の案件について、9番 牧野委員お願いします。

◎9番 牧野委員

受付番号68番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、自宅に隣接し耕作に適しているため売買に

より取得されるもので、また、69番の案件は、新規就農で、譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、大和田の事業地から近隣であり、耕作に適しているため売買により取得されるもので、両案件とも問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号70番の案件について、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号70番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、自宅に隣接し耕作に適しているため売買により取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号71番及び72番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号71番及び72番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

両案件とも、譲渡人は、労力不足で農地の管理が困難で、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号73番の案件について、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号73番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、労力不足で農地の管理が困難で、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手

願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

4ページをご覧ください。

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年6月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号74番 南濃町駒野字八幡前●●●●番、畑、現況宅地、390㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に住宅敷地として利用されていた追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号74番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

以前から住宅地として利用されており、老朽化に伴い建て替えを計画され、現在は住宅を取り壊し更地になっている追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 27名】

◎議長

挙手多数ですので、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

5ページをご覧ください。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年6月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号75番 南濃町太田字垣内●●●●番 外2筆、畑、計1,537.59㎡。

譲渡人、安八郡輪之内町、●●●●。譲受人、名古屋市中区、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号76番 南濃町駒野字山神下●●●●番、畑、842㎡。

譲渡人、養老郡養老町、●●●●。譲受人、愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね500m以内に駒野駅がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号77番 南濃町駒野字山神下●●●●番、畑、919㎡。

譲渡人、養老郡養老町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分などは、76番と同じです。

受付番号78番 南濃町駒野字清水池●●●●番、田、1,341㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、東京都中央区、●●●●合同会社。
転用目的、農地区分などは、76番と同じです。

受付番号79番 南濃町駒野字清水池●●●●番、田、979m²。
譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分などは、78番と同じです。

受付番号80番 賃借権の設定です。
平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外11筆、畑、現況雑種地、計2,525m²。
賃貸人、平田町、●●●● 外4名。賃借人、羽島市、●●●● 株式会社。
転用目的：コンクリート製品置場。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に製品置場として利用されている追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号81番 使用貸借権の設定です。海津町松木字村上●●●●番、畑、363m²。
使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：安八郡輪之内町、●●●●。
転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している区域である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、周囲にブロック積みを施工され他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号82番 平田町勝賀字村前●●●●番、畑、384m²。
使用貸人：平田町、●●●●。使用借人：平田町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲にブロック積みを施工され他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号75番について、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号75番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整

地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号76番から79番について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号76番から79番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

いずれの案件も、譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号80番について、30番 赤尾委員お願いします。

◎30番 赤尾委員

受付番号80番の案件については、申請の目的は、コンクリート製品置場です。

賃借人は、コンクリート製品製造販売業を営み、隣接の工場と一体利用されている追認案件ですが、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号81番について、4番 飯田委員お願いします。

◎4番 飯田委員

受付番号81番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、賃貸物件に居住しておりますが、手狭になったため、妻の母から土地を借りて住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号82番について、26番 荒川委員お願いします。

◎26番 荒川委員

受付番号81番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、使用貸人と同居しておりますが、手狭になったため、義父から土地を借りて住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 26名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第23号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課 入室】

◎議 長

それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

7ページ及び別添1をご覧ください。

議案第23号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添1「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和8年6月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。詳細は担当課から説明します。

◎農林振興課 神田総括課長補佐

この4月1日付けで、農林振興課に配属になりました総括課長補佐の神田と申します。

本日は、議案内容につきまして農林振興課の林が説明します。よろしくお願いします。

◎農林振興課 林主事

よろしくお願いします。私の方から「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について、説明させていただきます。

別添1の1ページ目をご覧ください。①（様式3号の1）については、農用地利用の集積・集約化を目的に、出し手から農地中間管理機構を介して、受け手への貸付内容を取りまとめた表となっております。

この表の見方については、左側から順番にお伝えします。1つ目のブロックは、出し手の土地の情報が記載されております。2つ目のブロックは、契約の内容が記載されております。3つ目のブロックは、出し手の情報が記載されております。4つ目のブロックは、受け手の情報が記載されております。

今回、意見を求める土地は、No.1からNo.28の合計28筆、面積54,378㎡が対象となります。区分ごとの内訳をお伝えいたします。契約区分としましては、No.1からNo.11の11筆、面積18,123㎡が新規契約となります。No.12からNo.28の17筆、面積36,255㎡更新契約となります。

権利区分としましては、使用貸借2筆、面積2,291㎡、賃貸借26筆、面積52,087㎡となります。地目区分としましては、田27筆、面積53,578㎡、畑1筆、800㎡となります。

出し手の人数は、●●●●さん外10名、受け手の人数は、●●●●さん外12名となります。

1枚はねて②の表をご覧ください。②の表は、貸付先の変更内容を取りまとめた表となります。この表の見方については、左側から順番にお伝えします。1つ目のブロックは、受け手が変更となる土地の情報が記載されております。2つ目のブロックは、土地の契約内容が記載されております。3つ目のブロックは、土地の所有者が記載されております。4つ目のブロックは、現在の受け手の情報が記載されております。5つ目のブロックは、変更後の受け手の情報が記載されております。

今回意見を求める土地は、No.1からNo.4の合計4筆、面積7,092㎡が対象となります。賃借権の移転内容は、No.1からNo.3では、農事組合法人サポートファーム吉里から農事組合法人大和田営農へ、No.4では、農事組合法人平原営農から農事組合法人サポートファーム吉里への変更を予定しております。

今回の「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」の説明は以上の内容となっております。よろしくお願いします。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。いつものように細かく書いてあります。地権者と話が付いている案件だと思いますが、林君どうですか。

◎農林振興課 林主事

地権者、耕作者の両方の同意を持つての契約となります。

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第23号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第23号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議 長

続きまして、日程第7 議案第24号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題と致します。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

8ページをご覧ください。

議案第24号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、別添2「令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり、決定することについて審議を求める。

令和8年6月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

農業委員会等に関する法律第6条第2項に、農業委員会の活動として最適化活動が明記されており、議案のとおり、国からの通知に基づき、令和7年度の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価するものです。決定後は、ホームページでの公表と併せ、県知事へ報告することとなります。

別添2をご覧ください。こちらの資料は、先月、皆様の活動の実施状況の確認ということでお願いさせていただいたものを取りまとめたものになります。最終ページ 「別紙様式3」をお願いします。活動日数は、全体で3,316日活動をしたことになります。

次に1ページに戻っていただきまして、こちらがホームページで公表、県に報告する様式になります。Ⅰは農業委員会の4月1日の状況について、記載する項目になっております。

次に1枚めくっていただきまして Ⅱ 最適化活動の実施状況ですが、こちらも昨年の4月に②目標を集積率76.1%と、③実績の実績集積率が76.49%で達成率100.51%を記載しております。

す。

次に（２）の遊休農地の発生防止・解消ですが、同じように、②の目標0.4haのところ次ページ③番の実績が0.42haで③達成率は105%でございます。

次に（３）新規参入の促進でございます。こちらは目標②0.88haのところ実績は0となっております。

次に２最適化活動の目標です。こちらは1人当たりの活動日数の目標が記載されており、評価期間、強化月間の設定回数の3回を記載させていただいております。

次ページの一番下ですけれど、評価した結果を国が示す基準にあてはめますと、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。

次にⅢ事務の実施状況で、農業委員会の総会の開催実績とか、農地法3条に基づく許可事務の件数、転用案件の処理件数、違反転用への対応など記載させていただいて、農業委員会の事務の実施状況の公表ということで、ホームページに公表させていただくことになります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第24号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第24号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することとします。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時42分）

議事録署名者

8 番

9 番

議 長